No. 5

制度名	消防団設備整備費補助金	主管課名問合せ先	消防安全課 消防総務 G 029-301-2873	
目的・趣旨	地方公共団体が消防団における配備が進んでいない救助資機材等の整備 をするための経費に対して補助金を交付する。			

[対象団体]

地方公共団体

[対象事業]

(1) 救急救助用資機材

自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソージャッキ、多機能型ノズル

- (2) 夜間活動用器具
 - 投光器、発電機
- (3) 水災用器具又は水難救助器具排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう、高視認性雨衣
- (4) 安全装備品

防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋、救命胴衣、切創防止用保護衣、高視認性活動服、高性能防火衣(防火帽・防火長靴)

(5) 携帯用無線機

トランシーバー(特定小電力無線局又はデジタル簡易無線局の携帯用無線機)

(6) 無人航空機

〔補助要件等〕

各市町村において,上記補助対象設備のうち必要な資機材の種類,個数を選択することが出来る。

[対象経費]

設備の整備に必要な経費。

〔補助限度額等〕

補助対象経費の3分の1(地方負担分3分の2に特別交付税措置(措置率0.8)を講じる予定)。(基準額無し)

[経費負担割合]

区分	国	県	市町村	その他
消防団救助能力向上資機材緊急整備事業	1/3	-	2/3	_
[令和5年度予算額(令和4年度補正)] 250,000千円	[令和5年度補助対象団体] 令和5年6月頃決定予定			

[備考]